

## 長崎県飼養衛生管理指導等計画（令和3年度～令和5年度）

（ 令和3年10月1日  
長 崎 県 公 表 ）

### はじめに

- （1）本計画は、家畜伝染病予防法（以下、「法」という）第12条の3の4に規定する飼養衛生管理指導等計画（以下、「指導計画」という）を定めるものである。
- （2）本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度とする。
- （3）なお、本計画については、家畜伝染病の発生の状況の変化等により飼養衛生管理指導等指針（以下、「指針」という）の見直しがあった場合には、随時見直す。

### 第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

#### I 長崎県の畜産業の現状

本県では、離島・半島地域が大部分を占め平坦地が少ないという厳しい条件の中、生産者をはじめ関係者の創意工夫と努力の積み重ねにより、各地域の特性を活かした多様な農業が展開されている。なかでも畜産業は、農業産出額（令和元年：1,513億円）の約3分の1である558億円を占める基幹的産業であり、うち肉用牛は品目別産出額1位の254億円、豚は2位の127億円、ブロイラーは7位の70億円、生乳は8位の50億円、鶏卵は9位の44億円を占めるなど、本県の農業振興を図る上でいずれも重要な作目となっている。

- （1）家畜の飼養状況（令和2年4月1日、県畜産課調べ）

#### ○県内の飼養状況

##### <戸数割合>

	乳用牛	肉用牛		豚	採卵鶏	肉用鶏	
		繁殖※	肥育※				
長崎・ 県央	19戸 (13.0%)	214戸 (8.9%)	135戸 (6.0%)	97戸 (36.9%)	40戸 (44.0%)	16戸 (29.1%)	17戸 (34.7%)
島原	108戸 (74.0%)	395戸 (16.5%)	356戸 (15.8%)	91戸 (34.6%)	40戸 (44.0%)	31戸 (56.4%)	25戸 (51.0%)
県北	19戸 (13.0%)	803戸 (33.5%)	781戸 (34.7%)	43戸 (16.4%)	4戸 (4.4%)	5戸 (9.1%)	6戸 (12.3%)
五島	0戸 (0%)	283戸 (11.8%)	280戸 (12.5%)	4戸 (1.5%)	6戸 (6.6%)	1戸 (1.8%)	1戸 (2.0%)
壱岐	0戸 (0%)	656戸 (27.4%)	651戸 (29.0%)	28戸 (10.6%)	1戸 (1.1%)	1戸 (1.8%)	0戸 (0%)
対馬	0戸 (0%)	46戸 (1.9%)	46戸 (2.0%)	0戸 (0%)	0戸 (0%)	1戸 (1.8%)	0戸 (0%)
県計	146戸	2,397戸	2,249戸	263戸	91戸	55戸	49戸

※複合経営があるため、「繁殖」と「肥育」の合計と肉用牛全戸数は一致しない。

<頭羽数割合>

	乳用牛	肉用牛		豚	採卵鶏	肉用鶏	
		繁殖※	肥育				
長崎・ 県央	618 頭 (8.7%)	17,767 頭 (20.6%)	2,648 頭 (8.4%)	13,904 頭 (35.4%)	81,404 頭 (41.3%)	321,228 羽 (18.7%)	1,179,143 羽 (38.0%)
島原	5,298 頭 (74.3%)	31,013 頭 (36.0%)	8,212 頭 (26.2%)	19,975 頭 (50.9%)	86,782 頭 (44.0%)	1,339,510 羽 (78.2%)	1,587,397 羽 (51.2%)
県北	1216 頭 (17.0%)	18,191 頭 (21.1%)	9,368 頭 (29.9%)	3,288 頭 (8.4%)	7,926 頭 (4.0%)	36,500 羽 (2.1%)	331,500 羽 (10.7%)
五島	0 頭 (0%)	7,989 頭 (9.3%)	4,793 頭 (15.3%)	628 頭 (1.6%)	20,518 頭 (10.4%)	5,800 羽 (0.3%)	1,704 羽 (0.1%)
壱岐	0 頭 (0%)	10,707 頭 (12.4%)	5,982 頭 (19.1%)	1,456 頭 (3.7%)	446 頭 (0.2%)	6,420 羽 (0.4%)	0 羽 (0%)
対馬	0 頭 (0%)	508 頭 (0.6%)	341 頭 (1.1%)	0 頭 (0%)	0 頭 (0%)	4,000 羽 (0.2%)	0 羽 (0%)
県計	7,132 頭	86,175 頭	31,344 頭	39,251 頭	197,076 頭	1,713,458 羽	3,099,744 羽

※肉用牛の「繁殖」の頭数は12ヵ月齢以上の繁殖雌牛頭数であるため、「繁殖」と「肥育」の合計と肉用牛全頭数は一致しない。

<頭羽数/戸数>

	乳用牛	肉用牛		豚	採卵鶏	肉用鶏	
		繁殖	肥育				
長崎・ 県央	32.5 頭	83.0 頭	28.6 頭	143.3 頭	2,035 頭	20,077 羽	69,361 羽
島原	49.1 頭	78.5 頭	31.0 頭	219.5 頭	2,170 頭	43,210 羽	63,496 羽
県北	64.0 頭	22.7 頭	19.1 頭	76.5 頭	1,982 頭	7,300 羽	55,250 羽
五島	—	28.2 頭	26.3 頭	157.0 頭	3,420 頭	5,800 羽	1,704 羽
壱岐	—	16.3 頭	14.2 頭	52.0 頭	446 頭	6,420 羽	—
対馬	—	11.0 頭	11.0 頭	—	—	4,000 羽	—
県計	48.8 頭	36.0 頭	20.9 頭	149.2 頭	2,166 頭	31,154 羽	63,260 羽

■地域別の飼養状況

○長崎・県央地域

肉用牛が盛んな地域で、県全体に占めるシェアは、戸数で9% (214/2,397 戸)、頭数で21% (17,767/86,175 頭) と島原、県北地域に次ぐ産地である。特に黒毛和種肥育に限定すると、戸数・頭数ともに約4割を占めており、県内で最も黒毛和種肥育が盛んな地域である。

酪農の県内シェアは、戸数で13% (19/146 戸)、頭数で9% (618/7,132 頭) となっており、搾乳牛100頭以上の農場は存在しない。

養豚は、西海市に繁殖雌豚 1,000 頭以上を飼養する大規模養豚場が 2 農場存在し、主産地となっている。

養鶏は、採卵鶏で 10 万羽以上の大規模農場が、東彼杵町に 1 経営体（1 農場）、肉用鶏で同じく大規模養鶏場が、長崎市に 2 経営体（1 農場と 2 農場）、諫早市に 2 経営体（1 農場と 3 農場）、西海市 1 経営体（2 農場）存在する。

#### ○島原地域

県内随一の畜産地帯であり、全畜種にわたり多くの農家数・飼養頭数が分布している。

特に酪農については、県全体に占めるシェアは、戸数で 74%（108/146 戸）、頭数で 74%（5,298/7,132 頭）と本県の大産地である。

また、肉用牛肥育をみると、県内頭数シェアは 51%（19,975/39,251 頭）と県内で最も多くの頭数が飼養されている。このうち交雑種の占める割合が約 5 割で、県内で交雑種肥育が最も盛んな地域である。（交雑種肥育の県内シェアは約 8 割）

養豚、養鶏も盛んで県内で最も多く飼養されており、豚の飼養頭数は県全体の 44%（86,782/197,076 頭）、採卵鶏羽数は、78%（1,339/1,713 千羽）、肉用鶏羽数は 51%（1,587/3,099 千羽）を占めている。

大規模農場のうち、牛 86.7%、豚 47.1%、鶏 53.3%が島原地域に存在する。

#### ○県北地域

肉用牛は、県全体に占めるシェアが戸数で 34%（803/2,397 戸）、頭数で 21%（18,191/86,175 頭）となっており、繁殖経営が盛んな地域で、宇久島や小値賀島などの島嶼部においては主産業となっている。また、飼養規模をみると、繁殖雌牛（12 ヶ月齢以上）10 頭未満の農家の占める割合は 7 割近くで、小規模経営が大半を占めている。

酪農は、県内シェアが戸数で 13%（19/146 戸）、頭数で 17%（1,216/7,132 頭）となっており、搾乳牛が 250 頭の大規模農場が 1 戸ある。

養豚は、佐世保市、平戸市、松浦市に単在し、繁殖母豚 500 頭を超える大規模農場が 1 戸ある。養鶏は採卵鶏が 5 戸、肉用鶏が 6 戸あり、殆どが 10 万羽未満を飼養する中規模農場であるが、肉用鶏 10 万羽超飼養の大規模農場が 1 戸ある。

#### ○五島地域

福江島を中心に肉用牛と養豚が盛んな離島地域で、肉用牛繁殖雌牛（12 ヶ月齢以上）頭数は県全体の 15%（4,793/31,344 頭）、豚の飼養頭数は同 10%（20,518/197,076 頭）となっている。肉用牛はキャトルセンターでの子牛の受入れやフィードロット施設での管内繁殖農家からの肥育素牛の受入も行っている。養豚は大規模農場が 2 経営体あり、管内には離島で唯一、と畜場が存在する。

#### ○壱岐地域

農業生産額の 7 割超を肉用牛が占めており、肉用牛繁殖経営が主産業となっている離島地域で、県内シェアは、戸数で 29%（651/2,249 戸）、繁殖雌牛（12 ヶ月齢以上）頭数で 19%（5,982/31,334 頭）となっている。これまでキャトルステーション（CS）、繁殖研修センター、キャトルブリーディングステーション（CBS）等の支援体制の整備が図られてきたが、飼養規模を見ると、同 10 頭未満の農家数割合は 8 割近く、小規模農場が多くを占めている。

## ○対馬地域

韓国からの直行船便が就航している国境の島である。肉用牛繁殖 46 戸 341 頭（繁殖雌牛 12 ヶ月齢以上）、採卵鶏 1 戸 4,000 羽と、畜産経営は小規模で戸数も少ない。なお肉用牛繁殖雌牛は褐毛和種と黒毛和種が飼養され、褐毛和種が約 6 割となっている。

## ■飼養者の年齢構成

畜種別に飼養者の年齢構成をみると、60 代以上の戸数割合が、乳用牛 44%、肉用繁殖牛 61%、肉用肥育牛 47%、豚 37%、採卵鶏 31%、肉用鶏 35%と、特に、肉用繁殖牛経営において高齢化が進んでいる状況である。

県全体として、肉用繁殖経営が最も盛んに営まれており、60 代以上の飼養者による小規模経営が大半を占める中（農家戸数で 61%（1,358/2,238 戸）、繁殖雌牛頭数で 45%（14,035/31,344 頭）、1 戸あたり平均飼養頭数 10 頭）、30 代以下の若手後継者等による増頭も図られている（農家戸数で 7%（155/2,238 戸）、繁殖雌牛頭数 12%（3,883/31,344 頭）、1 戸当たり平均飼養頭数 25 頭）。

## (2) 家畜の流通

### ■素（もと）畜等の導入

#### ○酪農

育成牛は、主に北海道から年間約 500 頭が導入されている。

#### ○肉用牛

繁殖素牛については、令和元年度約 500 頭が県外から導入され、鹿児島県（54%）、次いで宮崎県（15%）、佐賀県（13%）から導入されている。

肥育素牛については、令和元年度約 4,400 頭（和牛約 1,700 頭、乳用種約 2,500 頭）が県外から導入され、熊本県（36%）、佐賀県（29%）、大分県（22%）からの導入頭数が多い。

また、県南地域においては、外国（オーストラリア）から肥育素牛が導入されている。

#### ○種豚の導入

これまで県外から種豚導入を行っている農場においては、現在の豚熱の国内発生により、28 都府県（R3.3.8 現在）のワクチン接種地域からの導入ができない状況にある。そのため、豚熱発生以前の状況から様変わりし、現在は導入先の変更を余儀なくされている。

#### ○雛の導入

採卵鶏及び肉用鶏とも、雛の導入は福岡県及び宮崎県が多い。

### ■家畜の出荷

#### ○家畜市場

令和元年度、県内 5 市場（平戸口中央、県南、五島、壱岐、宇久小値賀）において、肉用子牛が合計 18,672 頭売買され、そのうち 59%は県外に販売されている。なお、宇久小値賀市場は、令和 2 年 8 月から平戸口中央市場に統合されている。

対馬地域で生産される黒毛和種の子牛については壱岐市場及び熊本市場に、褐毛和種の子牛については熊本市場に出荷されている。なお、対馬市場は平成 23 年 11 月から休止中

である。

### ○と畜場

県内には5か所のと畜場（佐世保市、諫早市、五島市、雲仙市、東彼杵郡川棚町）があり、令和元年度の処理状況は以下のとおりである。

	佐世保食肉センター		日本FP 諫早工場		日本FP 川棚工場		ごとう食肉センター		島原半島地域食肉センター	
	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外
牛	7,089	2,999	4,837	1,098	0	0	403	0	940	117
豚	106,826	903	65,914	80,931	51,076	142,169	15,440	0	90,083	11,240
合 計										
	県内	県外								
牛	13,269	4,212								
豚	329,339	235,243								

### ○食鳥処理場

県内に食鳥処理施設（30万羽以上）が3か所（諫早市2施設、島原市1施設）あり、諫早市の施設では県外農場からの出荷も受け入れている。その他、認定小規模食鳥処理施設が19か所、各地域に所在する。

### ■死亡獣畜処理

県内に2か所の死亡獣畜処理場（諫早市、川棚町）があり、両施設には、佐賀県や大分県、鹿児島県等、県外からの搬入もあり、レンダリング処理が行われている。

また、死亡牛のBSE検査体制において、採材拠点となっている。

## II 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

- (1) 本県においては、これまで口蹄疫、豚熱、鳥インフルエンザ等の越境性動物疾病の発生はないものの、国内及び周辺国での発生状況を見ると、いつ発生してもおかしくない状況にある。また、家畜伝染病以外の感染症としては、牛では近年、牛伝染性リンパ腫が増加傾向にあり、生産農場での清浄化対策が課題となっている。豚では、平成25年から29年にかけて豚流行性下痢の発生により、多くのほ乳豚が死亡するなど大きな被害があった。

### (水際防疫)

本県は、海外からの大型クルーズ船の寄航数が全国でも上位にあり、多くの外国人観光客を受け入れている。現在は、新型コロナウイルス感染拡大により、海外からの入国制限がなされているが、今後、再び交流が盛んになることが想定され、それに伴いアフリカ豚熱や口蹄疫等の海外悪性伝染病の侵入のリスク増大が懸念される。長崎空港、長崎港、佐世保港、比田勝港、厳原港は、外国へ直接往来する空海路線が就航しており、動物検疫所が所管する空海港である。国に対して検疫の強化を要望するとともに、国が行なう水際防疫に、県も積極的に協力する。

#### (大規模農場)

近年、飼養規模の拡大により、従業員を雇用するケースが増えている。このような農場においては、従業員間で飼養管理方法や緊急連絡体制等を共有することが重要。実態に即した飼養衛生管理マニュアル策定の指導が重要である。

また、家畜伝染病発生時の埋却地については、拡大した規模に見合う面積を確保する必要がある。規模拡大を図る農家には、事前に説明を行なうことが重要である。

#### (外国人労働者)

大規模農場においては、労働力不足を補うため、外国人技能実習生等を受け入れている農場が存在する。飼養衛生管理基準や農場の飼養衛生管理マニュアル等の内容を、外国人が十分理解できるよう、言語に配慮した指導方法が求められている。

#### (高齢農家・小規模農家)

家畜伝染病に対する危機意識が比較的希薄になっている高齢農家や小規模農家に対して、飼養衛生管理基準の内容を十分に理解してもらうよう丁寧な指導が求められる。また、飼養衛生管理マニュアルの策定に当たっても、かかりつけの獣医師と連携して、丁寧な指導を心がける。

#### (野生動物対策)

国内で発生した豚熱の感染拡大は、野生いのししがウイルスを媒介していることから、アフリカ豚熱や口蹄疫などを含めた家畜伝染病のまん延防止対策において、野生鳥獣対策は非常に重要な要素となっている。有事に備えて、猟友会との連携体制の構築が求められる。

#### (食品循環資源利用飼料の利用)

県内の養豚経営においては、生産コスト削減のために、食品残さを原材料とする飼料を利用する農場が存在する。これまでの豚熱発生事例において、加熱等の対策が不十分な飼料の給餌によって発生した可能性が指摘されており、アフリカ豚熱対策も念頭に置き、食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン（令和2年8月31日 2消安第2496号 農林水産省消費・安全局長通知（令和2年12月1日 2消安第3705号 農林水産省消費・安全局長通知一部改正））と飼養衛生管理基準（豚、いのしし）（21 処理済みの飼料の利用）に従って、適切に利用することが重要である。

#### (共同利用施設)

本県において豚流行性下痢が流行した地域における感染拡大要因としては、共同ふん尿処理施設の利用によるウイルスの伝播が考えられている。畜産関連施設には、ふん尿処理施設以外にも共同利用とする施設があることから、施設利用時の交差汚染を防止するためにも飼養衛生管理基準の遵守徹底が求められ、施設開設者等との連携した対策が必要である。

(2) 家畜区分ごとの家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

家畜区分	家畜の伝染性疾病の発生状況	家畜衛生上の課題
牛	<p>・口蹄疫については、平成 22 年の宮崎県での発生以降、国内での発生はない。近隣諸国においては、現在も継続的な発生がある。</p>	<p>・本県は口蹄疫の継続的な発生が確認されている中国、台湾等のアジア地域との交流が盛んである。県内では、5か所の空海港（長崎空港、長崎港、佐世保港、厳原港、比田勝港）が動物検疫指定空海港に指定されており、水際対策が講じられているが、発生国からのウイルス侵入リスクは高い状況にあることから、海外からの渡航者への啓発等水際防疫を強化する必要がある。また、労働力不足を補うため、アジア諸国からの外国人労働者の雇用も増加しており、従業員の教育も含めた飼養衛生管理基準の遵守の徹底が重要である。</p>
	<p>・ヨーネ病については、平成 28 年に家畜伝染病予防法第 5 条に基づく検査または病性鑑定において 2 農場で発生し、1 農場は清浄化したものの、もう 1 農場は平成 31 年と令和 2 年に患畜が確認されている。ひとたび侵入すると清浄化が困難な状況となる。また、令和 3 年 3 月には、県外からの導入牛で患畜が確認された。</p>	<p>・本県へのヨーネ病の侵入は、県外からの導入牛によるリスクが最も高いと考えられることから、全ての県外導入牛について、確実に検査を実施する必要がある。また、陽性農場については、まん延防止のため、長崎県ヨーネ病防疫対策要領に基づく定期検査及び消毒の徹底が重要である。</p>
	<p>・牛伝染性リンパ腫については、年間 70 頭以上の発生が確認されており、10 年前と比較して 3 倍以上の発生頭数となっている。特に農場での発生事例が増加している。</p>	<p>・本病には治療法やワクチンはなく、ウイルスを含む血液や乳汁を介して感染する。</p> <p>・「牛白血病に関する衛生対策ガイドライン（平成 27 年 4 月 2 日）」に基づき、①直検手袋及び注射針の確実な交換、②除角等の出血を伴う処置への対応、③分娩・ほ乳時の作業による感染ルート遮断、④吸血昆虫対策、⑤農場における牛の配置（感染牛と非感染牛を極力分離して飼育する）が有効な対策である。しかし、牛舎の収容能力、構造等により、陽性牛と陰性牛の分離飼育が難しい農家が多く、清浄化が困難な状況にあることから、農場の経営状況や飼養状況に応じた対策を実施する必要がある。</p>

家畜区分	家畜の伝染性疾病の発生状況	家畜衛生上の課題
豚	<ul style="list-style-type: none"> <li>豚熱については、平成30年に26年ぶりに国内での発生がみられて以降続発し、いまだ清浄化に至っていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染源である野生いのししの感染地域は拡大しており、食品残さの給与が要因と考えられる事例も確認されていることから、衛生管理区域境界における防護柵の設置や畜舎内のねずみ等の駆除等の野生動物侵入防止対策や、食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合の加熱処理等飼養衛生管理基準の遵守の徹底が重要である。</li> <li>指定地域における飼養豚等へのワクチン接種や、野生いのししへの経口ワクチンによる発生防止対策が実施されている。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>アフリカ豚熱については、国内での発生は確認されていないものの、平成30年8月以降、中国をはじめアジア各地で発生が確認されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生国からの日本到着空港における動物検疫所の検査で輸入が認められなかった豚肉製品からアフリカ豚熱ウイルスが分離された事例もあり、国内への侵入リスクが極めて高いことから、海外からの渡航者への啓発等、水際防疫を強化する必要がある。</li> <li>アフリカ豚熱には有効なワクチンや治療法がなく、ダニや感染畜等との直接的な接触により感染が拡大する。発生予防対策としては、豚熱と同様に野生動物侵入防止対策や食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合の加熱処理等飼養衛生管理基準の遵守の徹底が重要である。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>豚流行性下痢（PED）については、平成25年に全国的に発生し、本県でも平成26年3月に初発が確認されて以降、離島を含め県全域での発生が確認された。発生農場すべてが非発生農場に復帰した平成29年8月以降、しばらく発生はなかったものの、令和3年3月、新たに発生が確認された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>PEDウイルスは、農場立入者の衣服や履物だけでなく、農場関係車両の内部から確認されており、人、車両等から広く伝播されていると考えられることから、農場専用の衣服や手袋及び長靴の使用、手指消毒、車両消毒の徹底が必要である。また、まん延防止のためには、農場間が交差する共同利用施設における平時からの交差汚染防止対策が重要であり、特に施設利用者側の意識向上が求められる。</li> <li>母豚へのワクチン接種により、子豚への被害の軽減が期待できる。</li> </ul>



家畜区分	家畜の伝染性疾病の発生状況	家畜衛生上の課題
家きん	・鳥インフルエンザについては、本県での発生は確認されていないが、例年全国的に発生がみられており、本県にも渡り鳥が飛来するダムや湖沼等が多数あるため、発生リスクは非常に高い。	・県内には干拓地やため池が点在し、渡り鳥の飛来地となっており、野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスも検出されている。 ・発生事例から農場及び家きん舎内にウイルスが持ち込まれた要因として、野鳥やねずみ等の野生動物、人、車両及び物品等が考えられていることから、防鳥ネットの点検・補修、野生動物侵入防止対策や、農場専用の衣服や手袋及び長靴の使用、手指消毒、車両消毒の徹底等の飼養衛生管理基準の遵守が重要である。

### (3) 各主体における課題

#### ①県の対応

家畜保健衛生所の業務は多岐に渡っており、限られた人員の中で効果的かつ効率的に指導業務を行なうことが重要である。

(課題)

- 緊急時の農家への情報伝達体制の整備が不十分
- 基準の適否の判定が、対応者によって異なることがある。
- 不備項目の改善指導が取締り的になり、改善指導に丁寧さを欠くケースがある。
- 指導力の高位平準化を図る必要がある。
- 遵守状況をチェックした最新の情報が、家畜保健衛生所内で共有されていない。他の業務で農場に立ち入る際に、指導がなされないケースがある。
- 市町、家畜診療獣医師、関係団体、関連事業者等と飼養衛生管理基準遵守状況に関する情報の共有が十分されていない（情報提供が不十分）。そのため、指導は家畜保健衛生所だけで行なう体制になっている。指導体制の検討が必要。

#### ②市町の対応

一旦、家畜伝染病が発生した場合は、畜産業のみならず一般住民の生活までに影響が及ぶおそれがある。家畜伝染病の発生予防とまん延防止に関する県が行なう各種取り組みへの協力を努める。

(課題)

- 飼養衛生管理基準の理解が不十分（県による研修会等の取組が不十分）
- 各農場の遵守状況が把握されていない。（県からの情報提供が不十分）

#### ③家畜診療等獣医師の対応

家畜診療業務や各種疾病の発生予防対策指導業務を担っている。家畜伝染病を疑う症状を確認した場合の適切な対応が求められる。

(課題)

- 飼養衛生管理基準の理解が不十分（県による研修会等の取組が不十分）
- 各農場の遵守状況が十分把握されていない。（県からの情報提供が不十分）

#### ④関係団体、関連事業者の対応

農業協同組合、農業共済組合は、日常の業務で農場に立ち入る機会が多いため、自身が飼養衛生管理基準を十分理解し、遵守することが求められる。

(課題)

○飼養衛生管理基準の理解が不十分（県による研修会等の取組が不十分）

○関係する農場の遵守状況が十分把握されていない。（県からの情報提供が不十分）

#### ⑤自衛防疫団体の対応

地域防疫を行う上で重要な位置づけにある、生産者で構成する組織である。

(課題)

○一部の団体では事実上活動を休止するなど、有効な活動が行なわれておらず、組織活動の活性化が必要である。

#### ⑥家畜の所有者の対応

家畜伝染病発生予防・まん延防止に対する責務を十分認識し、飼養衛生管理基準の遵守を徹底することが重要である。

(課題)

○飼養衛生管理基準の内容が十分理解されていない。特に高齢農家や小規模農家にその傾向が強い。

○特定症状の早期通報が徹底されていないケースがある。

○埋却地の確保が十分でない農場がある。

○家畜保健衛生所との緊急情報送受信のためのインフラが整備されていない農家がある。

### Ⅲ 指導等の実施に関する基本的な方向

#### 1 指導等に関する基本的な方向

家畜伝染病がひとたび発生した場合、発生農場のみならず、関連事業者を含めた地域全体の経済活動にも影響が及ぶことから、家畜の所有者は「家畜伝染病発生予防・まん延防止」の責務を認識し、飼養衛生管理基準の遵守を徹底しなければならない。そのためには、家畜の所有者（飼養衛生管理者）へ飼養衛生管理基準の内容を十分理解してもらうことが絶対条件であり、必要な情報や知識を確実に伝える必要がある。農家個々への情報伝達体制の整備も不可欠である。

飼養衛生管理基準遵守の農家指導を効果的かつ効率的に行なうためには、県、市町、関係団体、家畜診療獣医師、関連事業者等が一体となった指導体制を整備する必要がある。そのためには、全ての関係者が飼養衛生管理基準の内容を十分理解しておくことが重要である。

また、家畜伝染病発生時には、まん延防止を図る上で家畜伝染病を媒介する野生動物対策は重要であり、有事の際に迅速に対策がとれるよう、猟友会との連携体制の構築が必要である。

一方で、家畜伝染病以外でも生産性を阻害する各種疾病対策は重要であり、家畜診療獣医師と連携を密にして対策に当たる必要がある。その際、畜産物への薬剤残留防止や多剤耐性菌の発現防止等、食の安全・安心と公衆衛生を確保するため動物用医薬品の適正流通・適正使用についても指導を強化することが重要である。

## 2 指導等の実施に関する基本的な方向

### (1) 情報の提供

○家畜保健衛生所は、家畜伝染病に関する情報のみならず、家畜衛生全般に関する必要な情報を、適宜、家畜の所有者（飼養衛生管理者）ならびに関係者へ提供する。

### (2) 飼養衛生管理基準遵守指導

○家畜保健衛生所は、家畜の所有者（飼養衛生管理者）に対し、飼養衛生管理基準の内容はもちろんのこと、各基準の設定に至る背景等についても分かり易く説明し、遵守することの重要性を認識してもらうよう努める。また、外国人従業員がいる場合には、内容が十分理解されるよう、母国語による資料等を使っての丁寧な指導を心がける。

○家畜保健衛生所は、家畜の所有者（飼養衛生管理者）に対し、少なくとも年1回以上、特に、家きんの飼養者においては、毎年9月以降、不遵守がなくなるまで毎月繰り返して飼養衛生管理基準の自己点検を行なうよう指導を行う。家畜保健衛生所の適否判定と自己点検の結果に齟齬がある場合は、内容を精査し、家畜の所有者（飼養衛生管理者）の認識に誤りがあれば、説明の上改善指導する。

○家畜保健衛生所は、地域ごとの家畜の飼養農場数、家畜の飼養状況、指導等の進捗状況等を踏まえ、優先的に指導等を実施すべき家畜の種類や地域及び重点的に指導等を行なうべき飼養衛生管理基準の事項並びにその理由（以下「優先事項等」という。）を定める。ただし、家きん、豚、牛の大規模農場については、必ず毎年度1回以上は農場へ立ち入りし確認を行う。優先事項等については第三章に記載する。

○家畜保健衛生所は、家畜の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況について、国が別途定める様式等を使用し確認を行う。その際、飼養衛生管理者が法第12条の4による定期報告時に行う自己点検の結果も併せて確認する。

○遵守状況の適否判定は、国作成の「飼養衛生管理基準遵守指導の手引き」に基づき、厳格な判定を行なう。

○指導にあたっては、「飼養衛生管理基準遵守指導に関する長崎県事務処理要領」（以下、「要領」という。）に基づき実施する。

○なお、この確認は立入りにより行うことが望ましいが、従前の遵守状況、指導等の経過等を考慮し、必ずしも家畜防疫員の指導等が必要ないと考えられる場合は、電話、写真、動画等、または市町、関係団体、家畜診療獣医師、関連事業者等の農場立入時の情報収集に基づき確認を行うことを可とする。計画期間中において、全ての農場に少なくとも1回は、家畜防疫員が立入りを行う。また、県の防疫マニュアルに基づくリスクレベルの上昇等、家畜の伝染性疾病の発生リスクが高まったときには、直ちに当該畜種の農場に家畜防疫員が立入りを行う。

○飼養衛生管理基準遵守状況はデータベース化し、各農場の遵守状況が即座に確認できるようにする。（他業務で農場に立ち入る際は、事前に確認の上、必要があれば改善指導を行なうようにする。）

○上記データベースには、遵守状況のみならず各種情報（飼養規模、飼養衛生管理者の年齢層、畜舎の数、畜舎の構造、水辺までの距離（家きんに限る）、農場周辺環境（山林、田畑等）等）を入れ込み、分析を行った上で、最優先に指導を行なう地域、指導内容等

の決定に資する。

- 家畜保健衛生所が農場に立ち入りした際に確認した不備内容は、了解を得た上で写真に収め、後日、どのように改善されたのかを確認する。また、優良な取組についても、了解の上で写真に収め、改善事例と併せて優良事例集を作成し指導に供する。
- 家畜保健衛生所は、家畜診療獣医師、市町、生産者団体、関連事業者等に、家畜保健衛生所が行う飼養衛生管理基準遵守指導の補完的な役割を担ってもらう場合、必要な知識や技術の習得・向上に関する研修等を実施しなければならない。
- 家畜保健衛生所は、家畜診療獣医師、市町、生産者団体、関連事業者と、家畜伝染病をはじめ各種疾病の発生予防及びまん延防止に係る措置について相互に連携するため、必要に応じ、適宜、防疫対策会議等を招集し、家畜の所有者等による自主的取組を助長するための方策を検討する。
- 県畜産課は、飼養衛生管理基準の遵守に有効に活用できる補助事業等の情報収集に努め、家畜保健衛生所は、市町、各自衛防疫団体等へ事業活用の推進を図る。

### (3) 家畜伝染病発生時のまん延防止対策

- 迅速に封じ込めを行うために、家畜保健衛生所は、平時から市町等と連携して、家畜の所有者に埋却地の確保を指導する。
- 一部の大型農場等については、レンダリング処理や焼却処理を含めた具体的な処理方法を検討する。
- 特に、高病原性鳥インフルエンザが、令和2年度シーズンに全国的な大発生となった状況に鑑みて、飼養羽数10万羽以上の養鶏場及び複数箇所農場が分散する養鶏場については、発生時の具体的な防疫計画を策定しておく必要がある。
- 家畜保健衛生所は、病原体を伝播する野生動物対策を効果的に進めるために、猟友会との連携体制の構築に努める。

### (4) 動物用医薬品の適正流通・適正使用

- 家畜保健衛生所は、食の安全・安心、公衆衛生を確保するため、獣医師や家畜の所有者に動物用医薬品の適正使用を指導するとともに、動物用医薬品販売店等に対して適正な流通を指導する。

### (5) 自衛防疫団体活動への支援

- 県畜産課と家畜保健衛生所は、畜産協会（各支部）、市町と協力し、各自衛防疫団体の活動を活性化させる取り組みを行なう。

**第二章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾患の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項**

**I 実施方針**

畜種毎の方針は以下のとおり。また、サーベイランス計画は、別表 1 に示すとおり。本計画は毎年作成し、公表する。

(1) 牛

衛生管理の状況の把握のため、県は、各農場の飼養衛生管理基準遵守状況ならびに指導経過等を勘案し、農家や地域の優先順位を設定の上、家畜伝染病予防法第 51 条の規定に基づく立入検査を行い、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。また、伝染性疾患の発生の状況及び動向を把握するため、牛伝染性疾患検査を通じて、監視伝染病の患畜及び疑似患畜の早期発見に努めるとともに、飼養衛生管理基準の遵守指導を実施することで伝染性疾患の発生を予防する。

1) 口蹄疫等越境性動物疾患

特定家畜伝染病防疫指針に基づく検査等により、監視体制を万全にするとともに、万一の場合に備えた防疫対策を実施する。

2) ヨーネ病、伝達性海綿状脳症

家畜伝染病予防法第 5 条に基づき検査を実施し、清浄地域の維持に努める。

疾病名	検査間隔	検査対象畜種	具体的な検査方法
ヨーネ病	①5年間で全地域の検査実施 ②県外導入牛は随時実施 ③発生農場は1年間に3回同居牛検査を実施	①乳用牛及び種雄牛とこれらの同居牛 ②乳用牛、肉用繁殖牛及び種雄牛 ③乳用牛、肉用繁殖牛及び種雄牛とこれらの同居牛	スクリーニング法及びリアルタイムPCR検査、必要に応じ、ヨーニン検査
伝達性海綿状脳症	随時実施	牛海綿状脳症対策特別措置法第 6 条第 1 項に基づく届出の対象となる牛 ただし同法同条第 2 項ただし書きに該当する場合を除く	エライザ法による検査

4) ブルセラ症、結核

全国的清浄性維持サーベイランスによる検査を実施し、清浄性の確認を行う。

5) アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症等による異常産

アルボウイルス感染症サーベイランスによる検査を実施し動態の把握に努めるとともに、異常産についての情報を収集し病性鑑定を実施する。

(2) 豚

衛生管理の状況の把握のため、県は、すべての農場について、毎年度一回以上、家畜伝染病予防法第 51 条の規定に基づく立入検査を行い、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。また、伝染性疾患の発生の状況及び動向を把握するため、豚伝染性疾患検査を通じて、監視

伝染病患畜及び疑似患畜の早期発見に努めるとともに、飼養衛生管理基準の遵守指導を実施することで伝染性疾病の発生を防止する。

1) 口蹄疫等越境性動物疾病

特定家畜伝染病防疫指針に基づく検査等により、監視体制を万全にするとともに、万一の場合に備えた防疫対策を実施する。

2) 豚熱、アフリカ豚熱

特定家畜伝染病防疫指針に基づく浸潤調査及び野生いのしし対策を実施するとともに、万一の場合に備えた防疫対策を実施する。

3) 豚流行性下痢、伝染性胃腸炎、豚繁殖・呼吸障害症候群

抗体検査並びに遺伝子検査を実施し、他の慢性疾病発生状況や食肉検査成績等と併せて農場の疾病動向を把握し、衛生対策指導を実施する。

(3) 鶏

衛生管理の状況の把握のため、県は、すべての農場について、毎年度一回以上、家畜伝染病予防法第 51 条の規定に基づく立入検査を行い、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。また、伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するため、鶏伝染性疾病検査を通じて、監視伝染病の患畜及び疑似患畜の早期発見に努めるとともに、飼養衛生管理基準の遵守指導を実施することで伝染性疾病の発生を防止する。

1) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ

特定家畜伝染病防疫指針に基づくモニタリング等の実施により監視体制を万全にするとともに、万一の場合に備えた防疫対策を実施する。

2) ニューカッスル病

本病の発生を予防するための抗体検査を実施するとともに、予防接種（自衛）を実施した鶏の抗体保有状況を把握して防疫の万全を図る。

(4) 馬

馬伝染性疾病検査を通じて、監視伝染病の患畜及び疑似患畜の早期発見に努めるとともに、飼養衛生管理基準の遵守指導を実施することで伝染性疾病の発生を防止する。

(5) 羊

羊伝染性疾病検査を通じて、監視伝染病の患畜及び疑似患畜の早期発見に努めるとともに、飼養衛生管理基準の遵守指導を実施することで伝染性疾病の発生を防止する。

1) 伝達性海綿状脳症（スクレイピー）

家畜伝染病予防法第 5 条に基づき検査を実施し、清浄地域の維持に努める。

## II 情報の提供

家畜保健衛生所は、I のサーベイランス検査や病性鑑定、と畜検査等で明らかになった課題について適宜農場に還元するとともに、必要に応じ対策等について助言する。

### 第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

#### I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

##### 1 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針

令和2年度に県が実施した牛、豚、鶏における飼養衛生管理基準の遵守状況の確認の結果、飼養農場において遵守が不十分な項目は以下のとおり。

○牛（令和3年3月末時点、括弧は遵守率）

- ・規定3：飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底（0%）  
※規定3は令和4年2月1日施行）

○豚（令和3年1月末時点、括弧は遵守率）

- ・規定3：飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底（0%）
- ・規定21：食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合の適正処理（97%）
- ・規定29：野生動物の侵入防止のためのネット等の設置（77%）  
※規定3、21は令和3年4月1日施行、規定29は令和2年11月1日施行

○鶏（令和2年11月末時点、括弧は遵守率）

- ・規定3：飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底（0%）
- ・規定24：野生動物の侵入防止のためのネット等の設置（65%）  
※規定3は令和4年2月1日施行、規定24は令和3年10月1日施行

また、遵守と判定している以下の項目についてもより一層の遵守徹底を図る必要がある。

○牛

- ・規定16：衛生管理区域専用衣服及び靴の設置と着用  
→ 農家自身の衛生管理区域専用衣服及び長靴の使用は遵守されているが、ほとんどの農場で獣医師等来場者用については設置されていない。
- ・規定17：衛生管理区域に立ち入る車両の消毒  
→ 中小規模の農場ではほとんどが石灰帯による対応であるが、恒常的に効果を有しているわけではない。
- ・規定18：他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置  
→ 鼻紋採取器の洗浄消毒は器具の特性上実施困難なため、複数農場を巡回する場合等対応困難となっている。

- ・牛、豚、鶏ともに新たに追加された規定への対応がまだ不十分であり、また、病原体の侵入防止に特に重要と考える以下の項目について、重点的に指導を行う。なお、定期報告については令和3年度から、様式等が変更されていることから、報告内容と実際の遵守状況に齟齬がないように指導する。

家畜区分	重点指導等事項	指導等を実施地域・時期	実施方法
牛、鹿、めん羊及び山羊	・家畜の所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底	地域：長崎市、諫早市、大村市、西海市、長与町、東彼杵町、川棚町、	・飼養衛生管理指導等計画を定め、原則として3年ごとに見直しを行う。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模農場での通報ルールに則した対応の徹底</li> <li>・衛生管理区域の適切な設定</li> <li>・記録の作成及び保管</li> <li>・衛生管理区域の出入口における車両消毒</li> <li>・特定症状が確認された場合の早期通報</li> <li>・埋却等の準備</li> </ul>	<p>波佐見町、島原市、雲仙市、南島原市、佐世保市、平戸市、松浦市、小値賀町、佐々町、五島市、新上五島町、壱岐市、対馬市</p> <p>時期：4月～3月</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜の飼養農場における遵守状況について、国が示す様式等を使用し、確認を行う。</li> <li>・計画期間中、全農場に1回以上、家畜防疫員が立入を行う。</li> <li>・指導等に必要な知識、技術の習得・向上に関する研修会を実施する。</li> <li>・指導計画に即して、計画的に実施する。</li> <li>・地域協議会で問題意識、対策を共有し入退場時のルールを遵守するとともに、埋却地の確保のための指導・助言を行う。</li> </ul>
家畜区分	重点指導等事項	指導等を実施地域・時期	実施方法
豚及びいのしし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜の所有者の責務の徹底</li> <li>・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底</li> <li>・外国人技能実習生受入農場への指導強化</li> <li>・衛生管理区域の適切な設定</li> <li>・記録の作成及び保管</li> <li>・処理済みの飼料の利用</li> <li>・衛生管理区域への野生動物の侵入防止</li> <li>・畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の洗浄及び消毒</li> <li>・野生動物侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕</li> <li>・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒</li> <li>・特定症状が確認された場合の早期通報</li> <li>・埋却等の準備</li> </ul>	<p>地域：長崎市、諫早市、大村市、西海市、島原市、雲仙市、南島原市、佐世保市、平戸市、松浦市、五島市、新上五島町、壱岐市</p> <p>時期：4月～12月</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼養衛生管理指導等計画を定め、原則として3年ごとに見直しを行う。</li> <li>・家畜の飼養農場における遵守状況について、国が示す様式を使用し、確認を行う。</li> <li>・毎年度、全農場に1回以上、家畜防疫員が立入を行う。</li> <li>・指導等に必要な知識、技術の習得・向上に関する研修会を実施する。</li> <li>・指導計画に即して、計画的に実施するよう努める。</li> <li>・地域協議会で問題意識、対策を共有し入退場時のルールを遵守するとともに、埋却地の確保のための指導・助言を行う。</li> </ul>
鶏、あひる、	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜の所有者の責務の徹底</li> <li>・飼養衛生管理マニュアルの作</li> </ul>	<p>地域：長崎市、諫早市、大村市、西海市、長与</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼養衛生管理指導等計画を定め、原則として3年ごとに見直しを行う。</li> </ul>



<p>うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥</p>	<p>成及び従事者等への周知徹底。        (マニュアルの作成は、図示や多言語化で全従業員が理解できる表示形式とするとともに、従業員に対する講習会の開催頻度など手順の周知方法や、手順に沿った更衣・消毒ができてい        るかを確認するため入退場及び更衣・消毒の記録方法についても併せて規定すること。また、ウインドレスの家きん舎であっても除糞ベルトや集卵ベルトの通過口等からの野生動物侵入を防止するためカバーやシャッターの設置等の対策及びそれらの日常の点検方法・体制についても記載すること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生管理区域の適切な設定</li> <li>・記録の作成及び保管</li> <li>・適正な飲水の給与</li> <li>・衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用</li> <li>・放牧養鶏への対応</li> <li>・家きん舎ごとの専用長靴、家きん舎ごとの専用手袋（又はその都度の手指消毒）の着用        (家きん舎数に応じた手指消毒設備の設置若しくは手袋・長靴を用意し、それらの更衣の際に交差汚染を防ぐ手順で実践すること。)</li> <li>・野生動物侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕        (野鳥等の小型の野生動物が侵入困難な 2cm 以下の網目の防鳥ネットの家きん舎への設置・破れがあった際の速やかな修繕の実施)</li> <li>・衛生管理区域内の整理整頓及</li> </ul>	<p>町、東彼杵町、川棚町、島原市、雲仙市、南島原市、佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町、五島市、新上五島町、壱岐市、対馬市</p> <p>時期：4月～10月</p>	<p>しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家きんの飼養農場における遵守状況について、国が示す様式を使用し、確認を行う。</li> <li>・毎年度、全農場に1回以上、家畜防疫員が立入を行う。</li> <li>・指導等に必要な知識、技術の習得・向上に関する研修会を実施する。</li> <li>・指導計画に即して、計画的に実施する。</li> <li>・飼養衛生管理マニュアルの作成、適切な運用の指導と事後確認を実施する。</li> <li>・特定症状の認識及び発見時の早期通報の徹底を図る。</li> <li>・地域協議会で問題意識、対策を共有し入退場時のルールを遵守するとともに、埋却地の確保のための指導・助言を行う。</li> </ul>
-------------------------------	---	--	--

	<p>び消毒</p> <p>(野生動物の隠れ場所となる物品を置かない。家きん舎周辺の草刈の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定症状が確認された場合の早期通報について、通報の基準(通例の2倍以上の死亡や、チアノーゼ等の症状)を具体的な数値や写真を用いて日頃、飼養管理に携わる従業員などの関係者に十分周知すること。)</li> <li>・ 埋却等の準備</li> </ul>		
家畜区分	重点指導等事項	指導等を実施地域・時期	実施方法
馬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家畜の所有者の責務の徹底</li> <li>・ 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底</li> <li>・ 衛生管理区域の適切な設定</li> <li>・ 記録の作成及び保管</li> <li>・ 器具の定期的な清掃又は消毒等</li> </ul>	<p>地域：長崎市、諫早市、東彼杵町、佐世保市、島原市、雲仙市、五島市、新上五島町、壱岐市、対馬市</p> <p>時期：4月～3月</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飼養衛生管理指導等計画を定め、原則として3年ごとに見直しを行う。</li> <li>・ 家畜の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況について、国が別途示す様式を使用し、確認を行う。</li> <li>・ 計画期間中、全ての農場に少なくとも1回は、家畜防疫員が立入を行う</li> <li>・ 指導等に必要な知識、技術の習得・向上に関する研修会を実施する。</li> <li>・ 指導計画に即して、計画的に実施するよう努めることとする。</li> </ul>

## 2 各年度の優先事項等

優先的に指導等を実施すべき家畜の種類及び地域並びにそれぞれについて重点的に指導等を行うべき飼養衛生管理基準の事項及びその理由を各年度について定め公表する。(別表2)

## II I以外で取り組むべき、飼養衛生管理上の事項

### 1 県が取り組むべき事項

#### (1) 必要な情報の周知

○県は、飼養衛生管理基準が定められた家畜の種類ごとに、主要な伝染性疾病に関し、その病原体の伝播経路（感染方式）及び有効な消毒薬並びに感染した家畜の病態等について、市町、関係団体、家畜診療獣医師、関連事業者等と連携して周知を図る。

## (2) 指導の強化

○県は、家畜の伝染性疾病の発生等により、飼養衛生管理基準に規定する内容以外の飼養衛生管理上の措置が必要となった場合には、家畜の所有者等に対し、その必要となった措置を講ずるよう指導を行う。

## (3) 埋却処理等に関する対応

○県は、市町と連携して利用可能な公有地のリストアップを行う。

○県は埋却地の確保と併せて、オプションとして各自治体の焼却処理施設や民間の化製処理施設の利用について、設置者と事前に協議を行う。また、移動式レンダリング装置利用も想定し、農場敷地内に設置できない場合の設置場所として公有地の利用を市町と協議しておく。

## 2 家畜の所有者等へ取り組みを推進すべき事項

### (1) 情報送受信環境の整備

○家畜の所有者等は、県から発信される家畜防疫に関する情報を適時受信できるインターネット環境整備に努める。なお、環境が整備されるまでの間は、FAX等による代用も可とする。

### (2) 外国人従業員への対応

○日本語以外を母国語とする者が従事している場合は、当該言語の資料作成等により円滑な情報共有に努める。

### (3) 野生動物対策

○家畜の所有者等は、野生動物が家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているものとして、農林水産大臣が指定する地域において講ずることが必要となる追加措置について、平常時から各農場で取るべき対応を想定し訓練する。

### (4) 埋却地の確保

○家畜の所有者は、万一の家畜伝染病発生時に備え、埋却予定地内の不要な建造物や樹木等の撤去・除去に努める。

○家畜の所有者は、自己所有地で必要面積が確保できていない場合は、借地を含め土地の確保に努める。

○万一の発生時には、確保した埋却地に殺処分家畜等を埋却することについて、周辺住民の理解醸成に努める。

## 3 家畜伝染病の発生リスク増大時に関する方針

家畜保健衛生所は、国内において家畜伝染病が発生し、自県における発生リスクが高まったと判断した場合、以下の事項について飼養衛生管理者、市町、関係団体、家畜診療獣医師、関連事業者等と相互に連携し対策を講じる。

### (1) 自己点検の実施

- ①家畜保健衛生所は飼養衛生管理者へ飼養衛生管理基準遵守状況チェック表を送付し、自己点検を実施させる。
  - ②飼養衛生管理者は、家畜保健衛生所から送付されたチェック表により自己点検を行い、結果をFAX等により家畜保健衛生所へ報告する。
- (2) 確認点検の実施
- 家畜保健衛生所は必要に応じ農場へ立入り、飼養衛生管理基準遵守状況の適否判定を実施し、飼養衛生管理者による自己点検結果と齟齬がある場合は、行政手続法に基づく指導等経過票により期限を定めて改善させる。
- (3) 消毒対応
- 家畜保健衛生所は関係機関等と協議し、県境及びと畜場等畜産関連施設周辺を中心とした地域への病原体侵入防止のための消毒の実施について各機関等が実施する役割を検討し、必要に応じ対策を実施する。

## 第四章 各自衛防疫団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

### I 自衛防疫団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を地域レベルでより実効的に確保するためには、各自衛防疫団体において、飼養衛生管理基準の内容や指導事項に関する情報共有、飼養衛生管理に係るマニュアルの策定、効果的な飼養衛生管理に関する研修の実施、先進的な畜産経営における衛生管理の取組み状況の紹介、衛生対策設備の施工業者の案内、補助事業に関する情報の共有、防疫資材の共同購入・備蓄、一斉消毒の共同実施等の自主的措置に取り組むことが重要である。

このため県は、各自衛防疫団体が効果的に機能するよう、下記事項について国や市町と相互に連携を図りながら取り組み、団体の活動を支援する。

- ①飼養衛生管理基準の内容等に関する研修会や説明会を開催する。
- ②市町とともに、飼養衛生管理基準を遵守するため必要な資機材の整備等に係る補助事業等を推進する。
- ③各団体が自主的に行なう防疫演習等の取り組みへ協力する。
- ④緊急ワクチン接種体制の整備を図る。
- ⑤その他、状況により団体が行なう取り組みへ協力する。

## 第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

### I 県の体制整備

#### 1 家畜防疫員の確保及び育成

県は、修学資金の活用等による公務員獣医師の確保に当たる。また、公衆衛生部門の県職員獣医師を家畜防疫員に任命するとともに、有事の際（家畜伝染病発生時等）には、民間の獣医師も任命することとしている。

また、現在家畜防疫員に任命されている獣医師や、有事の際に任命する畜産関係民間獣医師に対しては、（公社）長崎県獣医師会と連携し積極的に研修会等を行なうなど、家畜防疫員の権限や責務、任務等を十分理解するための取り組みに努める。

### II 関係者を含めた飼養衛生管理基準遵守指導体制

#### 1 協働体制整備（飼養衛生管理指導強化推進協議会）

すべての家畜の所有者が、飼養衛生管理基準の重要性を認識し、全農場で常時全項目が遵守された状態になるよう、県、市町及び地域の畜産現場に精通する関係団体、家畜診療医師、関連事業者等からなる協議会を家畜保健衛生所単位で組織し、構成員ごとの役割を明確にしたうえで、効果的かつ効率的に遵守指導を実施する。

協働体制をとるに当たって、家畜保健衛生所は飼養衛生管理基準の内容を十分理解するための研修会等の取り組みを行なう。

##### （市町）

○地域の家畜の飼養農場数、家畜の飼養状況の情報把握に努め、家畜保健衛生所が行なう飼養衛生管理基準遵守指導に協力する。

○不遵守の状況を確認（又は情報収集）した場合は、その内容を速やかに家畜保健衛生所へ報告する。

○家畜の所有者自身の埋却地の確保への協力と併せて、確保した埋却地に埋却できない場合を想定し、埋却可能と思われる公有地のリスト化に努める。

○飼養衛生管理基準遵守のために必要な資機材の導入等に係る補助事業の活用を生産者集団等に推進するとともに、円滑に取り組めるよう支援する。

##### （関係団体及び関連事業者）

○所属する農場の家畜の飼養状況、指導等の進捗状況等の情報把握に努め、家畜保健衛生所が行なう飼養衛生管理基準遵守指導に協力する。

○農場に立ち入る場合は、自身が飼養衛生管理基準の遵守に努め、飼養衛生管理基準の不遵守の状況を確認した場合は改善指導を行ない、その内容を速やかに家畜保健衛生所へ報告する。

##### （家畜診療獣医師）

○診療を行なう農家の家畜の飼養状況、指導等の進捗状況等の情報把握に努め、家畜保健衛生所が行なう飼養衛生管理基準遵守指導に協力する。

○診療の際に家畜伝染病の特定症状を確認した場合は、直ちに家畜保健衛生所に通報する。

○飼養衛生管理基準の不遵守の状況を確認した場合は改善指導を行ない、その内容を速やかに家畜保健衛生所へ報告する。

### Ⅲ 農場の体制整備

#### 1 飼養衛生管理者の選任に関する方針

- (1) 平常時から家畜と接している家畜の所有者や全ての従事者等が飼養衛生管理基準を遵守することが重要であり、飼養衛生管理者は、国及び県から提供される最新の家畜衛生に関する情報も活用し、衛生管理区域における飼養衛生管理の適正な実施を担保する中心的存在として、選任されるものである。このため、家畜保健衛生所は、家畜の所有者によって選任された飼養衛生管理者（家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者となる場合には、当該家畜の所有者）が、衛生管理区域において、現に、家畜と接する従事者等が飼養衛生管理を適正に実施しているかを確認し、必要に応じて指導することができる者であるかを担保する観点から、(2) から (4) までにより選任指導を行う。
- (2) 家畜保健衛生所は、家畜の所有者に対し、衛生管理区域ごとに、その衛生管理区域の管理経験や知識、管理指導の能力が豊富な者を、飼養衛生管理者として選任するよう指導等を行う。（家畜の所有者自身が、実際に家畜に接する従事者などの管理が可能な衛生管理区域について、飼養衛生管理者になることも可能であり、また、1つの衛生管理区域において、複数の飼養衛生管理者をおくことも可能である。）
- (3) 家畜保健衛生所は、家畜の所有者に対し、衛生管理区域ごとに、それぞれ別の飼養衛生管理者を選任するよう指導等を行う。ただし、衛生管理区域が隣接している場合や、その経営形態の性質からいって、複数の衛生管理区域を一人で管理したとしても、飼養衛生管理基準や適切な防疫手法の共有をはじめとした業務の実施に支障がない場合には、この限りではない。なお、大規模所有者に対しては、畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置するよう指導等を行う。
- (4) 家畜保健衛生所は、衛生管理区域ごとの飼養衛生管理者の選任状況を、毎年の定期報告により把握する。

この際、

- ① 飼養衛生管理者が選任されていない衛生管理区域が生じないよう、定期報告により、飼養衛生管理者を選任していない衛生管理区域があることが明らかになった場合には、期限を定めるなど、速やかに選任するよう指導を徹底する。
- ② また、定期報告により報告された飼養衛生管理者の住所が衛生管理区域から著しく遠方にある場合や、多数の衛生管理区域を通じて一人の飼養衛生管理者を選任している場合等、衛生管理区域において飼養衛生管理が適正に行われているかを確認及び指導することが事実上困難と考えられる場合には、家畜保健衛生所は、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理者の選任状況を見直すよう指導等を行う。

#### 2 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

家畜保健衛生所は、飼養衛生管理者がその業務を行うために必要な知識・技術の習得・向上を図ることができるよう、原則として毎年1回以上、以下の事項に関する研修の機会を提供するとともに、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理者を当該研修に参加させるよう指導等を行う。また、家畜の所有者自身が当該研修に参加することも併せて推奨する。なお、研修会の開催のほか、資料等の提供により飼養衛生管理者に必要な知識・技術の習得・向上を図

ることも可能とする。

- ①海外及び国内（県内を中心）における家畜の伝染性疾患の発生状況・動向
- ②飼養衛生管理基準の内容及び同基準を遵守するための具体的な措置の内容
- ③飼養衛生管理者がその他の従事者等に対し行う教育等の方法
- ④県の指導計画の内容
- ⑤その他必要な知識・技術の習得・向上に資する事項

### 3 飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針

(1) 家畜保健衛生所は、必要に応じて、家畜の所有者等に以下の情報をメール送信又はSNS等により提供する。

#### ① 平常時

国内外の家畜の伝染性疾患の発生状況、最新の科学的知見に関する事項、家畜の所有者等に対する研修に関する事項、国又は都道府県による飼養衛生管理基準に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項、家畜の伝染性疾患の発生状況の調査に関する事項等

#### ② 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾患の感染確認時

当該疾患の発生状況に関する事項、法に基づく制限等に関する事項、国又は都道府県による緊急の飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項等

(2) 県は、言語によるコミュニケーションに配慮する必要がある外国人従業員向けの情報提供に際し、外国語による資料の作成・提供等を行うよう努める。また、技能実習生の受入団体等に対し、研修の実施、当該団体を通じた情報提供等を働きかける。

## IV 飼養衛生管理基準遵守指導方法

### 1 改善指導

改善指導は、飼養衛生管理基準遵守指導に関する長崎県事務処理要領（平成21年3月25日制定）に基づき実施する。

家畜伝染病予防法に基づく行政指導手順は、以下のとおりとする。

#### ①助言・指導（家畜伝染病予防法第12条の5）

協働体制のもと、改善を促してもなお不遵守の状況が確認された場合、知事は法の規定に基づき、飼養衛生管理基準に定めるところにより家畜の飼養に係る衛生管理を行なうよう、当該家畜の所有者に対して指導及び助言を行なう。

指導・助言に当たっては、不遵守内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、文書を交付して指導及び助言とする。

#### ②勧告（家畜伝染病予防法第12条の6第1項）

知事は、①における確認をさせた結果、家畜の所有者が飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、法の規定に基づき、期限を定めて、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告する。

勧告に当たっては、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、文



書を交付して勧告する。

また、家畜の所有者が改善すべき期限として定める期限は、原則1週間（ただし、施設整備等が必要である場合、その他の理由により1週間以内に改善することが困難と認められる場合には、不遵守の内容に応じた合理的な期間）とし、当該期間が経過した後、家畜保健衛生所は、速やかに必要な改善が実施され、もって飼養衛生管理基準が遵守されていることを確認する。

③命令（家畜伝染病予防法第12条の6第2項）

知事は、②における確認の結果、家畜の所有者がその勧告に従わないときは、その者に対し、法の規定に基づき、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令する。

また、家畜の所有者が改善すべき期間として定める期間は、原則1週間（②の（ただし書き）と同じ）とし、当該期間が経過した後、家畜保健衛生所は、速やかに、勧告に係る措置がとられていることを確認する。

④なお、①から③までの改善状況の確認は、原則、法第51条に基づく立入検査により行なう。

## 2 命令違反者の公表

県は、法第12条の6第3項及び第34条の2第3項の命令違反者について、周辺農家及び関連事業者におけるリスク管理の取組みが適切に実施されるよう、家畜の飼養農場の名称及び所在地、代表者名又は家畜の所有者の氏名、違反事由等を速やかに公表するとともに、速やかに国へ報告する。

なお、命令違反者の公表は、命令を遵守できなかったことについて家畜の所有者の責めに帰すべき事由がない場合を除き原則公表することとする。

## V その他指導等の実施体制に関する事項

指導計画の実施に係る年度ごとのスケジュールは、別表3のとおり。毎年度、必要に応じて見直しを行う。なお、指導計画の見直しに当たっては地域の協議会等を活用して実効的な内容となるよう努める。

## 第六章 家畜伝染病の発生リスクにおける対策の検討・周知、対策の実施

### I 協議会等の活用と相互連携に関する方針

県は、家畜伝染病等の発生予防及びまん延防止の措置等を円滑かつ適切に実施するため、発生リスクに応じ、以下の事項等について、市町、関係団体、家畜診療獣医師、関連事業者等と相互に連携し、情報の共有と対策の検討・周知を図るものとする。

- ①平時（飼養衛生管理指導強化推進協議会※） ※P. 20（Ⅱの1）
  - 飼養衛生管理基準遵守指導体制の検討
  - 遵守状況の分析、対策の検討
  - 情報の共有（制度の内容、遵守状況等）
  - 研修会の実施
  - その他
- ②家畜伝染病等の発生リスク増大時（県防疫対策会議、地域防疫対策会議、）
  - 国内外における発生情報の共有
  - 発生時の各種対策について周知
  - 発生予防対策（飼養衛生管理基準遵守等）への協力要請
  - その他
- ③家畜伝染病等の発生時（県防疫対策会議、地域防疫対策会議）
  - 発生情報の共有
  - 発生農場における初動防疫作業の説明及び協力要請
  - 各種制限措置の周知及び協力要請
  - 消毒ポイントにおける関係消毒の周知
  - 周辺農場及び野生動物における浸潤状況調査の内容周知・協力要請・結果報告等
  - まん延防止対策（飼養衛生管理基準遵守等）への協力要請
  - その他

各種協議会等の概要については、別表4～8のとおり。

### II 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針

- (1) 県は、アフリカ豚熱、口蹄疫、牛疫及び鳥インフルエンザ等の重大な伝染性疾病が家畜において発生し、又は野生動物において確認された場合には、防疫指針に基づき、豚熱に加え、アフリカ豚熱、口蹄疫、牛疫及び鳥インフルエンザ等について適切にサーベイランスを実施するとともに、周辺の家畜の飼養農場に対し、当該疾病の発生・確認に伴い設定される制限区域内を中心に飼養衛生管理基準の遵守状況について速やかに緊急点検を実施する。
- (2) この場合、県は、現に近隣で疾病が発生していること及び既に病原体が農場内に侵入している可能性があることを踏まえ、飼養衛生管理基準のうち、特に「Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止」及び「Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止」が確実に実施されているかを確認し、実施が不十分と考えられる場合には、法第34条の2に基づき緊急の勧告又は命令を行う。

- (3) また、県は、周辺の家畜の飼養農場において特定症状が確認された場合の早期通報が円滑かつ確実に行われるよう、疾病の発生状況、管轄家畜保健衛生所の電話番号等の連絡方法、通報が必要となる症状等について周知する。

### Ⅲ 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針

- (1) 法においては、家畜の飼養に係る用途にかかわらず、法で指定された家畜を飼養している者は、飼養衛生管理基準を遵守する義務がある。このため、通常の家畜の飼養農場以外の場所（観光牧場、動物園、愛玩動物飼育場等）についても、その定期的・計画的な指導等のため、本指針及び指導計画の対象とする。
- (2) その際、県は、それぞれの飼養環境・形態の特徴、人及び野生動物との接触の機会等を考慮の上、衛生管理区域の適切な設置、重点的に消毒を強化するポイント等の飼養衛生管理上の留意点を明示して指導等を行う。
- また、動物園等を対象に指導等を行う場合には、関係部局に飼養衛生管理基準の遵守の重要性を説明した上で、適切に連携して行う。